

日本国憲法への「普通教育」概念の導入とその意義

武 田 晃 二*

(1996 年 6 月 27 日受理)

はじめに

本稿は筆者の研究テーマである普通教育論研究の一環として、日本国憲法第 26 条第 2 項に「普通教育」概念が導入された過程を分析し、日本国憲法に「普通教育」概念が導入されたことの教育史的意義について考察したものである。

昨年 (1995 年) 9 月、『第 90 回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』が公刊された。この速記録によって日本国憲法第 26 条第 2 項に「普通教育」という言葉が導入されたのは 1946 年 8 月 1 日であることが公的に初めて明確にされた。

周知のごとく、帝国憲法改正案 (政府原案) 第 24 条第 2 項には「初等教育」という用語があげられていた。なぜ「初等教育」という用語について疑義が出され修正されることになったのかについてはすでに研究があるが¹⁾、それに代わって「普通教育」という言葉がなぜ採用されることになったのか、そのことが普通教育史上いかなる意味を有するのか等についての研究は見あたらない。

政府原案にたいして初等教育の義務年限延長や青年学校義務化を要求する立場から強い反対意見が表明されたことは当時であってはいわば必至の状況にあった。衆議院帝国憲法改正案委員会での審議の結果「初等教育」という言葉が修正されることになったが、それに代わる言葉をどうするかが上記小委員会での審議課題となった。小委員会では「国民教育」、「教育」、「義務教育」等が提案されたが、結局「憲法ノ指導精神」を出す必要があるという見地から「普通教育」という言葉が選択されることになったのである。この時点から日本国憲法上の「普通教育」という用語はそれ以前の普通教育という用語と本質的に異質な意味を有することになった。

1947 年 3 月に制定された学校教育法には「初等普通教育」「中等普通教育」「高等普通教育」という言葉が小学校・中学校・高等学校の教育目的を示す用語として採用されたが、それらもまた、戦前におけるような社会階層的な性格を有する概念としてではなく、普通教育の各段階をしめす概念として、しかも日本国憲法や教育基本法の基本理念と結びついた概念として規定されたことはきわめて重要な意義を有すると言えよう。

日本国憲法に「普通教育」という概念が導入されたことは、立法者の思惑を越えて、わが国における普通教育史 (とくに明治前期まで) のなかで示された普通教育概念自体に内在する価値を日本国憲法の基本理念、さらには戦後的諸条件のもとであらためて発揮し得る条件を創り出したと言うことができよう。しかしながら、戦後今日に至る普通教育論の展開は普通教育概

* 岩手大学教育学部

念が本来有する可能性をいまだに引き出し切れずに思われる。

I 政府原案作成過程における「普通教育」

1 第2項問題の自覚化

憲法研究会や高野岩三郎の日本共和国憲法私案要綱あるいは日本共産党などにおける憲法改正もしくは新憲法制定論議にあっては教育を受ける権利および義務の主体にかかわる問題が重要課題として広く認識されていたものの、教育と普通教育との関係は必ずしも分化されていたわけではなかった。

1945年10月23日に設置された内閣直属の憲法問題調査委員会は教育法制の勅令主義から法律主義への転換を確認しつつ憲法に教育条項をとりこむ方向に向かっていった。翌年1月23日に開催された同第14回調査会小委員会において「日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ教育ヲ受クルノ権利及義務ヲ有ス」(第30条ノ2)という条文を盛り込んだ憲法改正案(甲案)が提示されたが、この条文について入江俊郎委員は『日本国民ハ法律命令ノ定ムル資格ニ応シ均ク教育ヲ受クルノ権利及義務ヲ有ス』とした方がよくはないか、なお、厳密に考えれば、教育を受ける義務は、保護者が子女に教育を受けしめる義務というように表現すべきではないかと発言している²⁾。臣民の権利義務から国民の権利義務への転換が確認されたことにともない、これまでの義務教育制における義務観念の転換に直面せざるを得ないことを感じとっていたのではあるまいか。それまでは全体として現行憲法第26条第1項に対応する議論が主であったものが、この段階で第2項問題を自覚化させていったともいえよう。その場合、広義の教育と区別して〈保護者が子女に受けさせる義務を負うところの教育〉にどのような語句を充てるかは少なくとも法制官僚によって意識されはじめていたのではなかろうか。この問題は次節で述べるように総司令部案に示された「普通義務教育」という語句に触発されて、わが国のこれまでの教育行政・教育法令の用語として定着している「普通教育」とすることによって解決が図られたのではないか。「3月2日案」第23条に「普通教育」という概念が取り入れられたこと、およびそれにともない第23条が3項構成になったことは以上の経過からある程度推察できよう。

2 総司令部案における「無償の普通義務教育」

周知のごとく、戦後における帝国憲法改正作業は日本政府の意向とは別にアメリカ国務省の訓令を受けた総司令部民政局(行政部)においても1945年10月以降具体的に着手されていた。

民政局行政部に置かれた「人権に関する小委員会」が作成した〈第3章 人権〉の部分に関する試案³⁾は1946年2月8日の運営委員会において検討された。その記録に見る限り、教育については「無償の教育(free education)」という言葉しか見あたらないが、いわゆる第2次試案⁴⁾では「社会的権利および経済的権利」のなかの社会の福祉に関する条文において国会が制定すべき7つの法律の第2番目に「確立された真理に基づいた無償の普通義務教育(free, universal and compulsory education)を設立し、維持する立法」が明記された。これはさらに検討が加えられ、2月12日に確定された総司令部案(いわゆる「マッカーサー草案」)⁵⁾の第24条では「法律は、生活のすべての面につき、社会の福祉並びに自由、正義および民主主義の増進と伸張を目指すべきである」としたうえで、具体的に5項目をあげ、その第1番目に「無償の普通義務教育(英文変更なし—引用者)を設けなければならない」が位置づけられた。広義の教育ではなく無償制の「普通義務教育」に限定した法制化を求めていること自体は注目されるが、

教育に対する国民の教育権の規定を欠いている点にも留意しておきたい。

3 「3月2日案」と「普通教育」

マッカーサー草案をめぐる総司令部と日本政府との緊迫したやりとりを経て、2月26日、日本政府はようやく総司令部案を基礎とする改正案起草に着手することになった。松本内務大臣が担当大臣となり法制局の入江俊郎次長と佐藤達夫第一部長とが参画することになった。日本側の改正案は総司令部からの督促により予定より早くわずか一週間足らずの3月2日に総司令部に提出された。これがいわゆる「3月2日案」⁶⁾である。その第23条は次の3項からなっていた。①「凡テノ国民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ応ジ均シク教育ヲ受クルノ権利ヲ有ス」、②「凡テノ国民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ保護スル児童ヲシテ普通教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ」、③「其ノ教育ハ無償トス」。すでに述べたように入江俊郎の見解が第2項として具体化されていること、「普通教育」という言葉が取り込まれたこと、その「普通教育」自体が義務制であると同時に無償制であると認識されていたこと、など画期的な規定といえよう。

しかしながら、この第23条とそれに対応する総司令部案の条文とはかなり異質な感じを受ける。列挙してみよう。(a) 総司令部案では社会福祉を規定するいくつかの条項のなかに「普通義務教育」が位置付けられているのに対し、「3月2日案」では「普通教育」が独立した条項となっている、(b) 総司令部案では「普通義務教育」についての立法化を要請する条項であるのに対し、「3月2日案」は教育制度の基本原則を提示するものとなっている、(c) 総司令部案では「普通義務教育」のみの規定となっているのに対し、「3月2日案」では教育一般と「普通教育」とが区別され、両者についてそれぞれ規定している、(d) 「3月2日案」では国民の教育権という理念が表明されているとともに、〈普通教育を受けさせる〉ことが保護者たる国民の児童にたいする義務としているのに対し、総司令部案にはそのような理念は見あたらない、(e) 総司令部案では「無償の、普通義務教育」となっているのに対し、「3月2日案」では無償制、義務制と「普通教育」とが切り離されて規定されている、(f) 「義務」については総司令部案では compulsory であるが、「3月2日案」では All people shall be obligated to insure ~となっており、しかも、児童に普通教育を受けさせる国民の義務は国民の教育権を前提として構想されている。

このような「3月2日案」第23条を、誰がどのような意図で起草したのだろうか。「3月2日案」作成にもっとも深く関与したのは法制局第一部長佐藤達夫とされている⁷⁾が、佐藤はすでに第1節で述べたように総司令部案との調整に苦慮しながら憲法問題調査委員会での審議の到達点にたつて法制局主導の論理で起草したものと推察される。

帝国憲法には教育条項がなかったこと、憲法改正の理念として「人類普遍の原理」とむすびついた国民主権原理が表明されていること、教育法制における勅令主義から法律主義への転換が志向されていること、大筋において国民の教育権の原理への転換が確定されようとしていること、憲法上において広義の教育と普通教育とが別個に規定されることになったこと、当時の国民学校令の教育目的を示す「初等普通教育」が「皇国ノ道ニ則リテ」という厳格な枠組みで規制されていたのに対して何の限定もない「普通教育」という語句が採用されたこと、などを考えたとき、「3月2日案」第23条は歴史的・客観的にはおそらく起草者の意思を越えた画期的な意義を有するものであった⁸⁾。

4 「憲法改正草案要綱」作成と「普通教育」の消滅

政府はこの「3月2日案」を3月4日に総司令部に提出した。総司令部では佐藤法制局第一

部長との間で確定草案の作成を急ぎ、翌3月6日、政府はこれを11章95ヶ条からなる「憲法改正草案要綱」⁹⁾として公表した。

ところが、その第24条は次のように変更されていた。①「国民ハ凡テ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ応ジ均シク教育ヲ受クルノ権利ヲ有スルコト」、②「国民ハ凡テ其ノ保護ニ係ル児童ヲシテ初等教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フモノトシ其ノ教育ハ無償トス」。「3月2日案」との関係でいえば、2項構成になったこと、第2項から「法律ノ定ムル所ニ依リ」という文言が削除されたこと、そしてなによりも「普通教育」という文言が「初等教育」に訂正され、指摘されよう。そのことにともなって「無償」の教育は「普通教育」ではなく「初等教育」に変えられることになった。突然のこの変更をどう理解したらいいのだろうか。総司令部にも法制局側にも「普通教育」を「初等教育」に変えなければならない理由は見あたらない。とすれば閣内の誰かが強く主張したのであろうか。

「憲法改正草案要綱」以後、アメリカ教育使節団の来日と『報告書』の提出を軸に戦後教育改革をめぐる状況は大きく進展したが、4月17日になって「憲法改正草案要綱」は法文化されて「憲法改正草案」(11章95ヶ条)¹⁰⁾として発表された。第24条についていえば、①「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、②「すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ」、③「初等教育は、これを無償とする」とされた。3項構成になったこと、「無償」となる教育が「初等教育」であることがいっそう明確にされたこと、口語体書き改められたこと、のほかは「憲法改正草案要綱」とほぼ同一である。

この「憲法改正草案」について、国会上程を控えた5月時点での法制局側の逐条説明¹¹⁾が残されている。第24条の説明について主題との関連で検討しておきたい。

第1項については、教育を受ける権利よりも機会均等の見地からの説明になっており、「精神的実力」以外の能力・待遇等によって差別を受けないと説明されているが、「精神的実力」自体が社会的序列化している状況にどう対応するかが不明確であるとともに、主権者たる国民の教育権の見地が弱い点が指摘されよう。第2項については、すべての国民がすくなくとも「初等教育だけは受ける権利」を有することを「児童の保護者の義務」の点から定めたものである、と説明されている。すなわち、教育を受ける権利のミニマムを「児童の保護者の義務」として規定するという説明になっている。しかし、「憲法改正草案」の基本理念に立つならば、第2項は、すべての児童は被保護者として「初等教育」を受ける権利を有しているのであって、すべての国民は児童にそのような権利を保障する義務を負っている、という解釈も可能なはずであった。現に「保護者」の意味や「初等教育」でいいのかどうかについてはその後の議会でも論議されることになる。なお、第1項の「法律の定めるところにより」については勅令主義ではなく、法律主義の意であると説明されている点が注目される。「3月2日案」では第2項にも第1項と同様、「法律ノ定ムル所ニ依リ」の文言があり、「憲法改正草案要綱」以降、第2項からは削除された。しかしながら、この文言は、後に見るように、衆議院での論議を通じて、まったく別の意味で、すなわち「初等教育」が「普通教育」に修正されることにともなって「普通教育」制度を制限する必要性からあらためて第2項に登場することになる。

しかしながら、「普通教育」から「初等教育」への変更は、わが国の普通教育史のなかに位置づけて見たとき、単なる「字句の訂正」¹²⁾にとどまらない政治・財政・学校制度上の問題を孕んでいたのである。

5 戦前における「普通教育」と「初等教育」との関係

ここで戦前昭和期以降に限定して「普通教育」と「初等教育」との関係を整理しておきたい。

戦前昭和期にあって「普通教育」という概念は行政用語としては「高等普通教育」と「初等普通教育」という語句として用いられていた。「高等普通教育」に対応する学校は高等学校および中学校であり、「初等普通教育」に対応する学校は小学校（後に国民学校）であった。「中等普通教育」という観念については例えば沢柳政太郎の提唱¹³⁾などがあるが、行政・法令用語としては用いられることがなかった。留意されるべきことは「高等普通教育」、「中等普通教育」あるいは「初等普通教育」という言葉は戦後におけるような教育段階を意味するものではなく、上流社会、中間階級等に対応するそれぞれ系統を異にする「普通教育」を意味していたことである¹⁴⁾。

そのような意味での「初等普通教育」の性格や義務年限については当時しばしば論議となり、教育審議会の答申を受けて国民学校令の教育目的は「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ、国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」とされた。ともかくも「普通教育」という語句が初等教育機関の目的規定のなかに導入されたこと自体、明治前期を除いてはわが国の普通教育史上重要なことであった¹⁵⁾。国民学校令制定過程における文部省原案では「初等普通教育」の部分は「普通教育」であったが、義務年限を8年に延長することが現実化した段階で、また「中等普通教育」という用語を導入する必要性が自覚されつつあったことと関連して、「中等教育」とは別系統の教育機関であることを示すために法制局段階で最終的に「初等普通教育」とされたのではないかと推察される。

以上のことを考慮するならば、第24条第2項に言う義務制の教育とは「普通教育」全体を包含するものではなく、「初等普通教育」に限定されるべきものであるとする解釈が法制局側からあらためて出てきたことはそれはそれとして理解できる。

「中等普通教育」問題の顕在化と「高等普通教育」との整合性、国民学校義務年限8年制、「中等学校」および青年学校と国民学校との関係など政府・文部省においても「普通教育」をめぐる重要問題が相当程度自覚されていたと思われる。日本国憲法制定過程における「普通教育」概念の導入はその延長上の問題としての性格を有するものであった。

II 国会審議における「普通教育」

1 本会議における審議

憲法改正政府原案は6月20日に国会に上程され、6月25日、吉田首相が提案理由の説明を行い、28日質疑終了ののち議長指名の72名からなる帝国憲法改正案委員会での審議に移されることになった。教育問題に関するこの間の質疑を通しての主たる論点は、天皇制と新しい政治原理との関係、教育勅語など教育の基本理念、教権確立問題、青年教育の憲法上の位置づけ、等である。主題に直接関係する衆議院本会議での質疑を見てみよう¹⁶⁾。

松原一彦氏（新光倶楽部）は、これまでの青年学校とは異なる「新シキ制度ヲ盛ツタ豊カナル青年教育機関」を設立すべきである、と述べた。また、吉田安氏（日本進歩党）は青年教育も「義務教育ノ範囲ニ入ルベキガ至当」であると述べている。これに対して金森國務大臣は第24条第2項で初等教育を義務教育としたのは「今日ノ実情ニ於テ明確ニ此処マデハ決メテヨイトイフ所信ノ下ニ案文ヲ整ヘタ」のであって、青年学校のあり方については法律上の問題とし

て処理したい、と述べた。田中文相は現行の青年学校に関して「現在ノ義務制ヲ存続致シマスコトヲ前提」として「義務制ノ継続及ビ義務制ノ拡張」の問題は今後の検討課題であるとした。この質疑はその後政府原案第24条第2項の「初等教育」を修正する重要な契機となった。

なお、松原氏に対する答弁のなかで田中文相は教育刷新委員会の設置を表明した。

2 衆議院帝国憲法改正案委員会における審議¹⁷⁾

(1) 杉本勝次氏は「之（教育一引用者）ヲ国家ノ政治的機能カラ独立サセル必要ガアル」という趣旨から教育憲章とも言うべき教育の理念を憲法に明記すべきであると質したのに対して、田中文相は「其ノ方向ニ従ッテ今後ノ方針ヲ益々強力ニ推進シテ行キタイ」と述べるにとどまった。これに対して金森国務大臣は「教育ニ対スル大方針ハ此ノ憲法全体ノ精神カラ湧キ出テ来ルモノト思フ」と答弁した。この答弁は後に見るように第26条第2項に「普通教育」という言葉が採用される際に佐藤達夫政府委員によって「憲法ノ指導精神」とむすびつけられて説明されたこととあわせて「普通教育」概念の憲法的性格を示唆するものとして留意しておきたい。

(2) 大島多蔵氏は、教育の自主性・自由性・独立性の尊重、教育機会の均等の要求とともに第24条第2項について「児童トシナイデ、現在義務教育ノ範囲ニ入ッテ居ル所ノ青年ヲ含メテ」ほしいと発言した。田中文相はとくに義務制に関連して「一体義務ヲ以テ強制スル方ガ宜イノカ、或ハ内容ガ充実シテ青年学校其ノ他ノ青年教育ヲ魅力アルモノトシテ…」と答弁し、義務制は強制であるとの戦前的な認識を示している。

(3) 児童に初等教育を受けさせる義務を負うのは国家であるべきであって、国民ではないのではないか、という質問（木村公平議員）に対して、金森国務大臣は文面通り「総テ国民ガ義務ノ主体トナル」という意味であり、「之ヲ憲法ノ上ニ編ミ込ミマシテモ特別ナル不自然ナコトハナイ」と答弁している。しかし、第24条第2項にみられる「義務」概念の原理的転換の意義に関する政府側の答弁は全体として明確さを欠いていた。

また、金森国務大臣は「初等教育は、これを無償とする」という規定について、すべての児童に初等教育を受けさせる義務を負っている国民がその義務を無償で履行し得るよう財政的に保障することについて国家が「相当ノ義務ヲ負ッテ居ル」ということであると明解に答弁している。しかしながら後に第24条第2項の「初等教育」が「普通教育」と修正される際、第3項は当然にも「普通教育は、これを無償とする」となるべきものであったものが「義務教育は、これを無償とする」にすり替えられることになった。

なお、「国民が保護する児童に教育を受けさせる義務を負うということは、在来の日本の実情に於ても原則として認められ来た」という金森大臣の認識についての疑義（木村公平議員）も出され、「ワザワザ国家ヲ国民ニ転化サレルト云フノハ何か特別ナ理由ガアルノデセウカ」とただしたのにたいし、金森国務大臣は「憲法上ノ規定トシテ現ハレマスルノハ此ノ改正案ニ於テデアル」と釈明している。

(4) 天野久議員は「国民教育ノ基礎ヲ高メル」という見地から、「児童」を「青少年」とするか、「初等教育」の年限を高めることによって児童の範囲を高めるといような意思はないかとただした。田中文相はそれは政府原案の修正におよぶ問題であるとして、「最小限度ノモノダケヲ規定」したと答弁するにとどまっている。また、「初等教育」の修業年限を10年位まで延長できないかという意見については「国民ノ負担、又国库ノ負担ニモ関係ガアリマスシ、現在ノ経済状態、日本ノ国力等ヲ勘案」しなければならないと答弁している。

(5) 政府原案第24条第2項の「児童」および「初等教育」をさらに継続・拡張すべきではないかという要求は重要な論点となっていった。このような要求に対する田中文相の答弁の特徴は衆議院本会議での答弁以降一貫して青年教育・青年学校の問題として受けとめるというものであった。

すでに1945(昭和20)年10月の文部省官制改正およびそれに基づく訓令により新設された学校教育局(それまでの専門教育局をも含む)の青少年教育課が国民学校と青年学校等を所掌することとされた。しかしながら文部省機構上青年学校の位置づけは1929(昭和4)年以降、社会教育局から国民教育局青少年教育課へ、さらに学校教育局青少年教育課へと変遷していることに見られるように、徐々にではあるが青年教育が普通教育機関の方に接近していることが指摘できる。とはいえ、初等教育との関連で言えばそれは青年学校は青年教育機関であって、たとえ初等教育の修業年限が延長されても青年教育は青年教育として存在するのであり、初等教育のなかに包含されるというものではなかった。田中文相のこの段階の答弁を見るかぎり、初等教育の年限延長という課題認識はあっても、その中に青年学校を包摂するという認識は存在していなかったと思われる。その上で青年学校の義務制を女子にも拡張するのか、現行の制度のままで内容を充実させるべきなのかについては課題であるとし、教育刷新委員会に諮りたいと述べているのである。しかもその際、青年学校の義務制について、「義務を以て強制する方が宜しいのか」として戦前的な「義務」観に固執していることに留意したい。このような認識は「初等教育」における「義務制」についても同様だったのである。

3 帝国憲法改正小委員会における「普通教育」概念の再登場

7月23日に設置された帝国憲法改正小委員会は7月30日および8月1日に開催された第5回、第7回小委員会において社会党、協同党、新政会から提出されていた政府原案第24条に関する修正案を審議した¹⁸⁾。

(1) 新政会から第24条2項にかかわる修正提案が提出されていた。新政会の提案は政府原案「すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負う。初等教育はこれ無償とする」を「すべて国民は、その保護する青少年に法律の定める年齢まで義務教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれ無償とする」というものであった。

修正提案の理由について、大島議員は、①「現在デモ青年ノ方ハ義務教育ニ俟ツテ居ル」こと、②義務教育を児童や初等教育にだけ限定するのは時代逆行であること、③全国の教育者がこのような修正を熱望していること、④「義務教育ノ年齢ヲ低下」させることは新日本建設にとって耐え難いことであること、などを挙げている。しかし、この提案には重大な問題が含まれていた。第2項の「初等教育」を「義務教育」とすると同時に、第3項の「初等教育」も「義務教育」とされたのである。

この提案は主として青年学校運動を推進する側からの要求であるが、同時に新政会は政府原案第1条「天皇は、日本国の象徴であり…」にたいして「元首」とするよう提案しているなど、憲法理念・教育理念としては戦前的な枠組みの存続を前提とするものであった。とはいえ、青年教育の義務教育化自体は義務教育の年限延長とともにすでに時代の要請であったから、政府・文部省としてはこれらの課題をどのように第24条に整合させていくかが問われることになったのである。

審議においては、「初等教育」という言葉を他の言葉に修正することを前提とした上で「青少年」という用語でよいか、「義務教育ヲ受けサセル義務を負フ」というのは「語呂ガ悪い」ので、

より適切な文言はないか、の2点が論議された。

まず、「青少年」という用語については他の用語も検討されたが、結局大島多蔵議員の発案で「子女」とされた。その際、「子弟」ではどうかと提案した協同民主党の林平馬議員はこの第24条第2項の条文は「保護者ニ対スル義務」を規定したものであるから、「保護者カラ見タ子供ヤ弟」という意味で「子弟」としてはどうかと発言しているが、その前段の認識には留意されるべきであろう。

つぎに、「義務教育ヲ受ケサセル義務を負フ」というのは「語呂ガ悪い」（芦田委員長）ということで、芦田委員長から「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に教育を受けさせる義務を負う」ではどうかという提案がなされ、この提案でまとまりそうになったところで、佐藤達夫政府委員から「初等教育ト言ヘバ国民ガ必要ナ基礎的ナコトヲヤルノダト云フ気分ガ出ル」けれども「教育ト唯ヤッテ置クトドウ云フ教育カト云フコトガ一向ニ出テコナイ」、義務教育かつ無償とする以上どのような教育であるかが明示される必要があるという見解が示された。これに対して「デハ国民教育トヤッタラドウカ」という芦田委員長の発言も飛び出した。

政府原案第24条第2項の「初等教育」については「教育」だけでよいのではないかと主張した協同民主党の林平馬議員はその理由について、①現在、初等教育とは国民教育のことである、②国民教育とは国民学校における教育のことであるから、義務教育を青年教育まで広げるとするならば初等教育では適切ではない、したがって「初等」の文字を削除してただの「教育」としたと説明した。この議論を通じて「初等教育」でも「教育」でも不適當である、義務教育・無償かつ青年教育まで含むより適切な用語を見つける必要がある、ということが合意された。

以上の論議を通じてこの時点での論議の特徴として確認されるべきことは、第1に、もっぱら義務制・無償制原理の延長という観点からより適切な用語が探求されることになったこと、第2に、その教育が保護者の、子女に対する義務としての教育であることがともかくも自覚されていたこと、である。さらに国民教育—青年教育の系列は中等教育の系列とは明確に区別されていたことも留意されるべきである。そのことは義務制・無償制の原理は中等教育にはまったく及ばなかったことを意味する。

(2) 政府原案第24条第2項の「初等教育」に代わる適切な用語を検討することになった小委員会は8月1日開催された第7回委員会において芦田委員長より突如、第2項について『「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に教育を受けさせる義務を負ふ」、此処ヲ普通教育ト言ッテハドウカ」という案が提示された。そして「普通教育」は「中等教育」を含むように理解されているが、保護者が負うべき義務の範囲は法律で決めるのだから普通教育でも差支えがないのではないかと説明された。

この提案自体不明確な提案であった。第1に、政府原案第24条第2項には「法律の定めるところにより」は入っていなかった。この文言は新政会の修正案にもなかったものである。第2に、「初等教育」がただ「教育」とされ、「教育」を「普通教育」とすると提案されているのである。芦田委員長が読み上げた第2項「…」の出処が不明確である。第3に、第3項をどうするのかについての提案を欠いていた。

これに対して、林平馬議員は、「普通教育」というのは「中等教育」を意味している、中等教育までとなると初等教育、普通教育と専門教育に区分されるというのが常識である、したがって「普通教育ノ義務ヲ負ハセル」では「大変ナ是ハ幅ガ広クナル」から、「教育」としてその範

囲を法律で定めるようにしてはどうかと発言をしている。

佐藤達夫政府委員は、法令上、国民学校は初等普通教育、中等学校は高等普通教育となっており、「国民学校ノ分ガ入ッテ居ルコトハ是ハ今マデノ制度カラ申シマシテ明瞭デゴザイマス」とした上で、「憲法ノ指導精神」を出すためには単なる「教育」ではなく「普通教育」ということにした、と説明している。憲法改正の「指導精神」をしめすという自覚のもとに「普通教育」という語句が選択されたという説明は注目すべきことである。

第2項にも第1項と同様「法律の定めるところにより」という語句を挿入することによって第2項修正問題は決着がはかられることになった。

(3) こうして、第24条第2項に関する共同修正案は第26条第2項とされた上で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」とされることになった。

ところですでに述べたように、第3項については新政会修正案のまま「義務教育は、これを無償とする」とされたままであった。新政会の論理からしても第2項が「普通教育」に改められれば論理必然的に第3項は「普通教育は、これを無償とする」と修正されるべきであった。なぜ、「義務教育は、これを無償とする」と言うことで合意されたのであろうか。

ここには「普通教育」と「義務教育」との関係をめぐる当時の複雑な状況が反映されているように思われる。「中等教育」まで拡大して「普通教育」とすると言う点では合意はみたまもの、青年学校はともかく、現実に「中等教育」全体を義務制かつ無償制にできるかという問題が法制局や政府内に存在していたのであろう。その結果、「普通教育」の範囲を法律で制限した上でさらに「中等教育」のなかで義務制にできる範囲を特定し、あらためて「義務教育」という語句でこれを受け、それを無償とするという処理を行ったのではなかろうか。しかし、これはあくまでも筆者の推測である。貴族院帝国憲法改正案特別委員会では衆議院の共同修正案において第26条第2項に「法律の定めるところにより」という文言が挿入されたことについて説明がなされている。

4 共同修正案以降における論議

(1) 8月24日の衆議院本会議において芦田委員長が共同修正案についての審議経過を報告したが、その中では第24条関係（共同修正案第26条）についての言及は見られない。審議のなかで日本社会党は多くの条項にわたる修正案を提出したが、第26条に関しては「才能あって資力なき青年の高等教育は国費でする」という条文を追加するというものであった。これは小委員会においてすでに決着済みのものであった。

共同修正案は衆議院本会議において可決され、衆議院案としてただちに貴族院に回され、8月31日から9月26日にかけて憲法改正特別委員会（委員長安倍能成）において審議され、さらに小委員会を経て、10月6日、本会議において可決されることとなった。この間、衆議院案第26条自体の修正はなかったが、第2項、とくに「普通教育」問題に関連した論議について検討しておきたい。

(2) 衆議院案第26条第2項に関する貴族院（憲法改正特別委員会）の審議では衆議院の場合と異なって「普通教育」問題が直接論議された。普通教育関連の審議は9月19日に集中して行われた¹⁹⁾。主題に関わる発言を紹介しておこう。

イ. 牧野英一議員は第26条第2項に関して政府原案には「法律の定めるところにより」という文言がなかったにもかかわらず、衆議院での共同修正案に挿入されてのはなぜであるかと質

問したのに対して、金森国務大臣は次のように説明している。重要と思われるので引用しておく。

「是ハ第二項ニ関シマス限り、衆議院ノ入レラレタ所デアリマシテ、其ノ気分ニツキマシテハ、文部大臣ヨリモ私ノ方ガ幾分触レテ居リマスルカラ、私カラ御答ヘ申上ゲタイト思ヒマス、是ハ多少ノ推測ヲ加ヘテノ御答デアリマスケレドモ、衆議院ニオキマシテ、此ノ第二項ニ於テ、義務教育ノ範囲ヲ高メルヤウニ、或ハ範囲ヲ拡張スルヤウニ企テラレタ訳デアリマス、政府原案ハ児童トイフコトデ制限ヲシ、初等教育ト云フコトデ制限イタシマシタノヲ、ソレヲ子女ニ普通教育ト云フ風ニ範囲ヲ高メラレタノデアリマス、左様ニナリマスト、言葉ノ内容ニ於キマシテモ、相当幅ノ広イモノニナツテ来マスノデ、其ノ儘当然ニ此ノ憲法ノ「義務を負ふ。」ト云フ規定ヲ当嵌メマスト、或ハソコニ多少ノ考慮ヲ要スベキ場面ガ起ツテ来ルノデアリマス、ソレヲ的確ニ、法律上間違ノナイヤウニスル為ニハ、何等カノ制限ヲ加ヘル必要ガアル、故ニ法律ノ定メル所ニ依リト云フ言葉ガ入ツタノデアリマス、其ノ結果ト致シマシテ、普通教育ト云フ言葉ニ付キマシテモ、法律ニ依ツテ其ノ部分ニ多少ノ解釈的ナ余裕ガ強クナツテ来ル、子女ト云フ言葉等ニ付キマシテモ、例ヘバ年齢何歳迄ト云フヤウナコトニ付キマシテノ解釈ヲシ得ル範囲ガ広クナツテ来マシテ、ソレハ法律デアレバ構ハヌ、他ノモノデアレバイケナイト云フ解釈ニナラウト思ヒマス」

ロ。佐々木惣一議員は「普通教育」の概念について「現行ノ教育制度ニ於テ謂フ所ノ普通教育」と同じ概念なのか、それともそれとは無関係に「何か普通教育ト云フツノ或ル概念」を考えているのか、と質問したのに対して、田中文部大臣は「必ずしも現行ノ普通教育ト云フ概念ト合致スルモノデハナイ」、高等学校の教育も「高等普通教育」というが「其処迄マア入ルト云フヤウナコトハ、常識的ニハ考ヘラレナイ」と答弁している。この答弁に納得しない佐々木議員は今後の課題として普通教育という観念をより明確にしてもらいたいと文相に要望している。

ハ。川村竹治議員は「普通教育」には「中等程度ノ教育モ無論入ルト思ヒマスガ、何処迄入ルノデアリマスカ」と質問したの対し、田中文相は衆議院での修正は現在の国民学校6年程度では義務教育として不足だから、「初等教育を中等教育ノ方迄多少拡張シマシテ、サウシテソレヲ含メル意味ニ於テ、普通教育ト云フ文字ヲ使ツタ」と説明し、さらに「青年学校制度ヲ維持スルカドウカ、此ノ範囲如何ト云フコトニ引掛ツテ参ル」と答弁している。

5 若干の論点の検討

以上見てきた貴族院帝国憲法改正案特別委員会での審議における政府側の答弁は、すでに8月22日の日付で作成されていた学校教育局の「学校教育法要綱案」（以下、「要綱案」とする一筆者）²⁰⁾と無関係とも思われぬ。以下、「要綱案」にも触れながら貴族院における「普通教育」に関する論点を検討してみよう。

第1に、文相は第26条第2項にあらためて導入された「普通教育」について、それは「現行の普通教育と云う概念と合致するものではない」、高等学校の「高等普通教育」はそこには含まれない、と答弁している。当時(1945年10月以降)の文部省機構上、高等学校は大学教育課の管轄におかれていたこと、中等教育まで拡げるといふ趣旨からすれば「普通教育」は大学教育課や専門教育課が管轄する高等学校や専門学校まではおよばない、ということを確認したのであろう。「要綱案」によれば高等学校および専門学校の教育目的は「高等普通教育」とされており、「普通教育」でないものが「(高等)普通教育」という言葉を用いるということの矛盾が

いよいよ顕在化することになるのである。

1890(明治23)年の小学校令改正によって小学校令から「普通教育」という用語が削除され、その後はもっぱら中学校令、高等学校令において「高等普通教育」という言葉として用いられていたのが、1943(昭和16)年の国民学校令によって国民学校の教育目的に「初等普通教育」という用語が用いられることによって、逆に「高等普通教育」という表現を用いることの矛盾が自覚され、憲法改正論議を契機に顕在化したのである。「高等普通教育」は大学教育における専門教育の対概念としての「一般教育」へと変更されていくことになるのである。

第2に、「普通教育」の中等教育までの拡大はある意味で教育令時代への回帰とも言えるが、憲法上の位置づけ、国民の教育権、修業年限の18歳までの拡大、義務制、無償制等という原理とむすびついた回帰という意味で、歴史的意義を有するものである。

しかしながら、文部省としては中等教育課が管掌するは中等学校、すなわち中学校、高等女学校および実業学校、青少年教育課が管掌する国民学校、青年学校、幼稚園さらには「特殊教育ヲ為ス学校」等を「普通教育」としてどのように位置づけるかが焦眉の検討課題であったろう。

「要綱案」はかなり混乱した位置づけを行っている。まず、「国民学校」は「小学校」と改めるとともにそこでの教育目的は「普通教育」ではなく「初等教育」とされた。「要綱案」は衆議院憲法改正案小委員会での論議をふまえて作成されていたが8月21日に委員会可決された共同修正案での「初等教育」から「普通教育」への修正は反映されていない。さらに、それぞれ3年制の「下級中学校」と「上級中等学校」とが新設され、前者の教育目的は「普通教育」、後者の教育目的は「中等普通教育又は実業教育」とされた。盲学校および聾学校は「初等教育及普通教育」とされた。幼稚園は「保育」機関とされた。青年学校と実業学校は廃止されることになった。

衆議院での論議でも、普通教育を中等教育の教育目的とする認識と国民学校の教育目的も普通教育であるとする認識が示されていたが、文部省当局も国民学校＝小学校を普通教育機関とはみなさず、初等教育機関とみなしていたのである。そこには「初等教育」と「中等教育」とが単なる段階的な階梯を示す概念ではなく、社会階層に対応した概念であるという抜き難い認識が当局側に存在していた。

「下級中学校」と「上級中等学校」と言う紛らわしい表現も「下級中学校」は「初等教育」の延長として位置づけるが、「上級中等学校」はあくまでも「中等教育」に属する教育機関として両者を区別するという意向が働いた結果の産物と思われる。

田中文相の「初等教育を中等教育の方迄多少拡張しまして、そうしてそれを含める意味において、普通教育という文字を使った」という答弁はあくまでも「初等教育」機関の延長もしくは「義務教育」制度という見地から、中等教育の前半部分程度までを「普通教育」とするというきわめて消極的な見解を示したものである。

第3に、衆議院案第26条第2項の「初等教育」を「普通教育」としたことについては、金森国務相の「義務教育の範囲を高める」あるいは「(義務教育の一引用者) 範囲を拡張する」という答弁にも見られるように、もっぱら「義務教育」の範囲という見地から説明された。その場合、第1項における国民の教育権の見地や、第2項が子どもの普通教育を受ける権利に対する国民の義務を規定したものであるという認識がきわめて希薄であったことが指摘されなければならない。

また、「義務教育」の性格を「国家に対する義務を果たす点に求めたり、「義務教育」は「教育の本旨」と矛盾するものではないとする田中文相の答弁をみても、そこには戦前的な「義務教育」観が率直に表明されている。

第4に、第26条第3項の「義務教育は、これを無償とする」についても、第1項や第2項の原理からではなく、それとは異質な戦前的な義務教育観から説明されていることにも留意しておく必要がある。

「義務教育」に関する政府側の説明は「要綱案」での規定とほぼ符合している。すなわち、「要綱案」では「義務教育」について「保護者（子女に対して親権を行ふもの、親権を行ふ者がいないときは後見人又は後見人の職務を行ふ者をいふ。以下同じ）は子女の満6才に達したる日の翌日以後の最初の学年の始めより満15才に達したる日の属する学年の終り迄之を小学校及下級中学校又は小学校及下級中学校の課程に準ずる教育を行ふ盲学校若しくは聾学校に就学させる義務を負ふこと（右の学校に於て行ふ教育を以下単に義務教育といふ）」と規定し、学校就学義務という見地から義務教育を規定している。この規定は国民学校令第8条のそれに準じたものである。

政府原案第24条第2項および第3項の関係からして、その後第2項の「初等教育」がただ単に「字句上の訂正」で「普通教育」となったのであれば、第3項も「普通教育は、これを無償とする」となるはずであったものが、なんの説明もなく共同修正案作成の段階で「義務教育は、これを無償とする」としたのは、「義務教育」という語句を残しておくべきではないかとする議論が介在したためではないだろうか。これについては今後の研究に期待したい。

III 普通教育論史上の意義

貴族院帝国憲法改正案特別委員会の審議は10月3日に終了し、日本国憲法として10月6日の本会議において可決成立となった。本会議において普通教育についての論議はなかった。

日本国憲法に「普通教育」という用語が導入されたことは立法者意思とは別にわが国の普通教育史上画期的なことであった。わが国における普通教育史に触れながらその歴史的意義について検討してみよう。

(1) 金森國務大臣が「教育ニ対スル大方針ハ此ノ憲法全体ノ精神カラ湧キ出テ来ル」と述べ、佐藤達夫政府委員が第26条第2項に「普通教育」という言葉をもってきたことを「憲法ノ指導精神」と関連させて述べているように、日本国憲法上に規定された「普通教育」という用語の意味は憲法理念とむすびつけて理解されるべきであろう。

①わが国において普通教育を先駆的に論じた前島密や福沢諭吉らは国家の独立や平安の課題とむすびつけて普通教育を論じた。

②第1次教育令（明治12年制定）において小学校の教育目的は「普通教育」とされたが、制定に先立つ文部省原案では「人間普通欠ク可ラサルノ学科」であった。しかし、明治23年の小学校令改正の段階で「普通教育」という言葉が削除されそれに代わって「国民教育」という言葉が前面に押し出されることになったのであるが、その際の文部省原案は「帝国臣民ニ欠ク可ラサル普通教育」であった。1891（明治24）年、江木千之は「帝国小学教育ノ本旨」という講演において「国民教育」論を強調するとともに、それを「全国ニ普及」という意味において「普通教育」という言葉を用いた。江木の見解はその後の政府・文部省の教育政策の基調と

なった。

以上の経過からもうかがえるように、明治20年前後に人間への着目から国民・臣民へという普通教育政策上の理念転換が図られたのである。大日本帝国憲法は教育条項を持たなかったが、国会開設に際して普通教育のあり方が政治的課題となった。地方長官会議での建議「普通教育ノ件」が契機となって教育勅語が策定されることになった。日本国憲法はこの帝国憲法・教育勅語体制への原理転換として「人類普遍の原理」に基づいた国民主権原理をその基本原理に据えたのであるが、そのかぎりでは明治20年以前における普通教育への回帰という性格を有していると言えよう。

③植木枝盛、河野敏謙、島田三郎ら自由民権運動に身をおいた人々は国会開設を念頭におきつつその主体形成という立場から普通教育論を展開した。島田三郎は「自治自立ノ人」を育成することこそが普通教育の課題であるという見地から文部省幹部として第2次教育令制定に関わったが、結局明治14年の政変により下野することになった。第2次教育令制定過程は普通教育をめぐる権力闘争という性質を帯びていたが、このことから普通教育のあり方は議会制民主主義の問題と深くむすびついていたことが理解されよう。その意味で日本国憲法における議会制民主主義の原則は第26条第2項における「普通教育」の性格ともかかわっている。

④日本国憲法に普通教育という文言が採用されたこと自体歴史的意義を有するものである。植木枝盛らも憲法に教育条項を盛り込むべきであることを主張したが、第26条第1項のみならず第1項と密接な関連を有しながらそれとは相対的に独自の第2項をも盛り込ませたことはきわめて重要なことであった。

(2) 戦前において高等教育と初等教育とに分化・分裂していた普通教育を日本国憲法において「法律の定める所により」という限定はあるものの「普通教育」に一元化されたことである。

①国民学校の修学年限は8年まで確定されていたが、「初等普通教育」の修学年限は時代とともに延長されるべきであるという考え方は政府・文部省に存在していた。義務教育年限を延長するという課題はすでに戦前的条件のもとでも政策的な課題となっていたのである。「普通教育」の上限については例えば明治15年に文部省は「普通教育ノ年限ハ小中学ヲ通シテ率ネ十二年トス」という方針を提示していた。

「高等普通教育」についてはすでに18歳までが実現していたように、18歳までは「普通教育」であるという認識はその後においても基調として文部省側にあったと推測される。

②中等学校令、国民学校令の場合に見られるようにそこに規定されている「高等普通教育」にしても「初等普通教育」にしても「皇国ノ道ニ則リテ」というイデオロギー的限定がなされていたが、日本国憲法に導入された「普通教育」にはそのような限定はない。

③国会審議を通じて第26条第2項にいう「保護」とは子女を直接保護・監督する具体的な保護者である以前に文字通り国民全体が子女に対して保護者の関係にあること、したがってすべての国民は子女にたいする保護者として普通教育を受けさせる義務を有しているのだということが明確にされた。そのことはすべての子女は普通教育を受ける権利を有するという考え方が前提となっていると理解することができるであろう。このような見解はすでに明治前期においても表明されていた。例えば赤松常次郎は「凡ソ人ノ子女タルモノ普通ノ教育ヲ受ケン事ヲ要求スルハ其固有ノ権理ニシテ父母ト雖モ之ヲ妨グヘカラス」²¹⁾と主張していた。

④日本国憲法制定過程は同時に教育刷新委員会（とくに第1特別委員会）での論議にも反映され、教育基本法・学校教育法制定過程における「普通教育」概念の性格・内容を規定してい

くことになる。とくに教育基本法の基本理念および第4条における「普通教育」概念、学校教育法における小学校・中学校および高等学校の教育目的であるところの「初等普通教育」、「中等普通教育」（学校教育法のもとで「中等普通教育」という言葉は初めて法律用語になった）および「高等普通教育」という用語の基本的性格を規定する上で法令上においては決定的な意義を有した。このことについては教育刷新委員会審議録の公刊をまってあらためて論じることにはしたい²²⁾。

(4) 日本国憲法制定過程は普通教育の目的およびそれに対応する教育課程・教育内容等の作成課程にも重要な影響を与えた。

①教育情報局(CI&E)教育課もアメリカ教育使節団もそれぞれの任務の筆頭に教育課程・教育内容および教科書の問題を据え、詳細な分析を行っていた。また、3月21日、南原繁東京帝国大学総長並びに日本側教育家委員会委員長からアメリカ教育使節団団長に提出した特別報告も教育理念・教育内容問題が大部分を占めていた。そこでは事実上普通教育の問題が教育課程・教育内容の問題としてきわめて重要視されていた。なお、日本側教育家委員会がまとめた「報告書」²³⁾について「教育課程ないし教育方法に関しては、内容を捨象した方法の形式的適用、子どもの認識の発達の側面の軽視、教授法に対する一面的見解という問題をもっていた」²⁴⁾と評されているのは興味深い。

②1946年4月、文部省は内部に教科課程改正準備委員会を組織し、「教育の目的を根本的に検討し次いで教科課程改正の協議に移る」という方針を打ち出した。ここでの教育とは事実上普通教育のことである。4月23日に開催された第3回準備委員会において勝田守一教科書監修官は「教育の目的」と題する報告を行っている²⁵⁾。そこでは「人間性に内在する一切の価値を開発実現」すること、すなわち「知的・道徳的判断力、身体的活動力及び技術的実行力ならびに人間の本性に根ざす審美的能力」等の育成という目標にそって教育課程を編成組織しなければならないと述べている。また、文部省は5月以降「新教育指針」を全国に配布したが、その第一部後編「新日本教育の重点」第一章「個性尊重の教育」においても「教育は人間を人間らしく育てあげることが目的とする」と明確に主張した。これらの文書には「普通教育」についての直接的な記述はないが、内容的には普通教育の理念・教育内容に言及したものと見えよう。

最後に、複雑な経過をたどりながらも日本国憲法第26条第2項に「普通教育」概念が導入されたのは、一方ではアメリカの対日占領政策に導かれながらも、戦前の教育制度・学校制度にたいする憲法改正上の指導理念を明確にするという意味とむすびついたわが国の主体的な努力の結果であった、ということができるのである。

注

- 1) 赤塚康雄『新制中学校成立史研究』、明治図書、1978年。古野博明「憲法第26条の成立基盤と教育基本法体制の意義」、鈴木英一編『教育改革と教育行政』、勁草書房、1995年、所収。
- 2) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』、有斐閣、1962年、第2巻、549ページ。
- 3) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』、有斐閣、1972年、205ページ。
- 4) 同上、225ページ。

- 5) 同上, 279 ページ。
- 6) 憲法調査会事務局, 憲資・総第 9 号「帝国憲法改正諸案及び関係文書(1)一政府側草案及び関係文書」, 1957 年。沖原豊『日本国憲法教育規定研究』, 風間書房, 1980 年改訂版, 318 ページ, 参照。
- 7) 高柳賢三他編著, 前掲書, 第 8 章参照。
- 8) 前掲古野論文では, 現行憲法第 25 条の生存権規定と対比して, 「3 月 2 日案」の意義を「帝国憲法の手直しの域を出るものでは全くなかった」としている。
- 9) 憲資・総第 9 号, 前掲, 7 ページ。沖原豊, 前掲書, 322 ページ, 参照。
- 10) 衆議院事務局編『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』, 1995 年, の「附録」に英文とともに収録されている。
- 11) 法制局「憲法改正案逐条説明」(第 1 輯の 2), 国立国会図書館憲政資料室所蔵佐藤達夫文書, 所収。
- 12) 沖原豊, 前掲書, 322 ページ。
- 13) 沢柳政太郎『新日本史・教育篇』, 1926 年。ここで沢柳は教育を, 小学教育, 師範教育, 中等普通教育, 実業教育, 高等教育, 其他の教育, に区分して論じている。『沢柳政太郎全集』, 第 4 卷, 国土社, 1978 年, 所収。
- 14) 戦前における「初等普通教育」と「初等教育」との関係については, 「初等普通教育」の方の「初等」が社会階層概念であるのに対して, 「初等教育」の方の「初等」が教育段階概念として用いられていたのではないか。「高等」についても同様のことが言える。
- 15) なお, 1923 (大正 12) 年に公布された「盲学校及聾啞学校令」では「普通教育ヲ施ス」ことが第一義的な教育目的と規定されていた。
- 16) 衆議院本会議での発言はすべて『第 90 回帝国議会衆議院議事速記録』, 国立国会図書館法令議会資料室所蔵, による。
- 17) 帝国憲法改正案委員会での発言はすべて『第 90 回帝国議会帝国憲法改正案委員会議録(速記)』, 国立国会図書館法令議会資料室所蔵, による。
- 18) 衆議院事務局編『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』(附録) 所収, 1995 年。
- 19) 特別委員会での発言内容はすべて『第 90 回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録・第 17 号』, 国立国会図書館法令議会資料室所蔵, による。
- 20) 名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室技術教育学研究室編『学校教育法成立史関係資料』, 1983 年, 所収。8 月 22 日の学校教育法要綱案は二種発見されているが, 本稿ではとくに断らない限り辻田文書所収のものを用いている。なお, 文部省は 6 月 19 日付で「学校教育法要綱」を作成していたことが最近判明している。その全文が佐々木享編著『普通教育と職業教育』(日本の教育課題第 8 卷), 1996 年, 東京法令出版, に収録されている。
- 21) 赤松常次郎「読東京曙新聞教育上ノ巷説(2)」, 『教育新誌』, 第 88 号, 1881 年。なお, 戦前における普通教育史を概観したものとしては拙論「普通教育論史研究ノート」, 『日本の科学者』, 1994 年 10 月号, を参照されたい。
- 22) このことについては不十分ながら拙論「戦後教育法等における『普通教育』概念をめぐる若干の諸問題」, 北海道大学教育学部教育史・比較教育研究室紀要『教育史・比

較教育論考』, 第 15 号, 1991 年, で言及したことがある。

- 23) 国立教育研究所, 所蔵。
- 24) 海後宗臣編『教育課程・総論』(戦後日本の教育改革 6), 東京大学出版会, 1972 年, 128 ページ。
- 25) 「教科課程改正準備委員会」関係資料, 国立教育研究所所蔵。